

Q270. 労基法に基づく残業代（深夜割増賃金）計算の基礎となる深夜労働時間とは、どのような時間のことをいいますか。

労基法に基づく残業代（深夜割増賃金）計算の基礎となる深夜労働時間とは、深夜（22時～5時）に労働させた時間のことをいいます。

昼間の仕事の場合には、深夜労働は、時間外労働でもあるのが通常ですが、夜勤の場合には、深夜労働ではあっても時間外労働ではないこともあります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎